

○ 財務省告示第二百二十九号
平成十六年六月十三日施行規則
条件等を次のとおり告示する。
国庫短期財務証券（第四百五十八回）

行二令
二十六年六月十三日
条件等を次のとおり告示する。

の法律発行の名称及び記述
条項及び根拠

四 三 二 一 行二令
發行方法 用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」
る参て札發によ下競争は受けるも日本銀行との競争で行
も加、と行の者財同一の發行に付けるも日本銀行との競争で行
にご務時といふに臣行。以下入行とし、その規定
よと大にいふに臣行。以下入行とし、その規定
るに臣行。發応がわく行募各れ及札わする。
行募各れ及札わする。
へ限國るび価一れり度債入価格とる。そ規
下額市札格競い入の法

大臣 麻生 太郎

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ		
額 最	払	発	方 募	
低 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入	
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 别 債 札 格	入 価 ・ 别 債	札 格 決	
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定	
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の	
 千 万 円	万 千 千 二 四 九 七 兆 千 百 百 三 八 二 円 千 百 十 七 円 五 十 二 億 八 億 千 千 九 九 百 五 百 九 十 七 十 万 八 八 二	額 千 額 面 万 面 金 円 金 額 額 で で 千 二 九 兆 百 三 二 千 九 七 六 億 三 億 各 三	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 當 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 一 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 單 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行	
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 額	還 期 限	入 債 競	・ 札 格 第 參 市	價 競 價	札 格 行 競 價	
平 成 二 十 六 年 六 月 九 月 十三 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 を き き 受け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 四 百 円	額 面 金 額 を と き 支 き 償 は 還 年 八 八 年 月 四 四 百 翌 休 業 業 日 日	償 行 債 ・ 札 格 第 參 市 發 競 價 I 加 場	當 た 成 し と 六 年 に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 四 百 円 に に	十 九 面 入 債 價 札 格 第 參 市 發 競 價 I 加 場	額 面 金 額 四 厘 百 八 毛 上 に の つ き 九 十 九 九	額 面 金 額 四 厘 百 八 円 上 に の つ き 九 ぞ 十 九 れ 九 れ 九 円 応	額 面 金 額 十 九 面 入 債 價 札 格 行 競 價 格 日
<p>十額募十額 平す額の振 九面価九面 成るの記替 銭金格銭金 二。整載法 四額四額 十数又の 厘百厘百 六倍は規 八円以円 六年記定 毛以上に 六金録に つのつ月 六月額はよ きそき十三 に、る 九れ九三 よ最振 十ぞ十日 る低替 九れ九円 も額口 九円の円 の面座 九應九金 と金簿</p>									